

議案第 68 号

松阪市税条例等の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）等の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市税条例等の一部を改正する条例  
(松阪市税条例の一部改正)

第 1 条 松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、第19項を第18項とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 26 条を削る。

(松阪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年松阪市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

松阪市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中松阪市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中松阪市税条例第 18 条の 4 第 1 項、第 73 条の 2 第 1 項及び第 73 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条及び附則第 4 条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）

(納税証明書に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の 4 第 1 項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第 1 項に規定

する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の松阪市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の松阪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 新条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。